

多羅尾氏に就いて

平山敏治郎

—
私などは屢々民俗調査の目的をもつて、村落生活の實際に觸れる機會をもつ。さうした時かなり強く村の人

人に、村の歴史に對する自覺反省の現れるのを見るが、語られる多くは傳説と言ふべき性質の知識であつて、これはそのままには史實として取上げることの出来ないものである。さうでなければ、既に血食すべき子孫の廢滅し去つた人々の事蹟が記憶され、傳承されてゐるに過ぎない。たゞ、古い家筋、由緒ある一族など、稱へられる家にあつても、史料となすべき記録文書の類、或いは器具等を所持するものは稀であつて、位牌、過去帳等に殘された年號にも、慶長、元和の文字を見出すことも殆

どなく、傳説的な粉飾を取除けば、家傳の信すべき溯源は徳川氏の江戸入府以前の時期にまで辿り行くことは躊躇せざるを得ないものが、極めて多數を占めてゐると云へるのである。

洵にこの時期には、村落の機構に於いても、又は村落生活者にとつても、大きな且つ多くの急激な變化があつたと考へられるが、一方にはたゞ私たちがそれらを知り手懸りを持たないからであつて、知り得ると否とに拘らず、家は、人は脈々として存續し、相傳して、村と共に永くあつたと云ふことも出来ようが、かうした考へ方は無條件では到底受け納れることは許されぬところであらう。一つの時代の過渡期、世の中の移り變り目に於いて、前代の制度、社會的地位に保證され、支持されてゐた人

人が、その背後にある權力を失ひ、その依つて立つ地盤を覆された時に、新しく進み行く時代に如何に處して行つたか。尠くとも私にとつてはこの事實は興味ある問題である。さうしてこのことから、曾て兩三度訪れたことのある多羅尾村に就いての僅かな史料と、それに對する淺薄な理解とを顧みず、臆面なくも中世に於ける多羅尾氏を主題として、その間の事情を少しく述べようと試みたのである。

二

中世の土地制に於いて、莊園制が崩壊して知行制の確立する過程にあつて、莊園内部に土着する名主が、幕府の統制力の弛緩するに乗じて、自己の居住し且つ管理する莊園を領土化し、所謂土豪となり上つて勢威をふるふに至つたが、これらの土豪の割據する混亂の世も、次第に強大な集權的勢力の擡頭と共に、その傘下に統一され平穩に歸するに従つて、大部分の小領主土豪は没落し、滅亡し去るか、又は新しい時勢に順應して種々な姿に再

生するかに至つた。或者は武器を棄て、以前の身分に還り、或者は反對に郷土を放れて武士となり、更には都市に商工の業をもつて生きようとするなどがあつたのである。

多羅尾氏と云ふのは、近くは近江代官又は信樂代官として知られてゐる家であつて、古くから近江甲賀郡の一隅に別天地をなす往年の信樂莊、今の信樂、雲井、朝宮、小原、多羅尾の一町四ヶ村より成る地に居住し、恐らくはその一部なる多羅尾に下地を有する名主であつたところから、地名を負つて苗字としたものであらうかと思ふが、家傳^①によると、近衛家基、これは鎌倉末の人であるが、曾てその所領信樂莊に下向して隱棲し、その子經平も亦正安の頃よりこゝに住んで、多羅尾氏の祖と稱せられる高山太郎、後に多羅尾左近將監師俊と云つた人を生み、爾來十四傳にして中興の四郎兵衛光俊に及んで、代々信樂莊を領知したと云ふことになつてゐる^②。

信樂莊は建長五年の近衛家所領目録に所謂高陽院領内の地であつて、關白頼通の女六條宮寛子より忠實を経て

高陽院に傳へられ、その後近衛家の領有に歸したものであるから、如上の所傳は一應は否定し去ることは出来ないかも知れないが、光俊に至る十數代は單に血脈を示すのみで、一言の傳記的敘述もなく、且つ近衛政治家の日記後法興院記等に散見する人々、例へば信樂代官の四郎兵衛嗣光、この人などは明かに四郎兵衛光俊の數世の祖と思はれるが、家譜には載せてゐないのである。かゝる矛盾は徳川時代の編纂に係る諸家の系譜に共通の現象であるから深くは問ふ必要もないが、本所の支流が出て、その莊官となつたか、或いは部内の名主が勢を得て一莊の管理に當ることになつたかの何れにしても、戰國の世に多羅尾氏が信樂莊に於いて顯れてゐたことは紛れもない事實であつた。

三

後法興院記によれば、文正元年二月多羅尾三河入道玄顯なる者が上洛參殿し、同八月にはその子四郎兵衛嗣光が上洛して來てゐる。そのいはれば、去る五月幕府の内

書によつて信樂郷直務の沙汰があつたが、伊賀の國人が御代官職の妨をなすので、内書を預け下されて、彼の競望を退げんことを望み申し、日野大納言の口入によつて漸く許されてゐるのである。これによつて既に多羅尾氏が信樂莊の代官職にあつたことがわかる。^④

應仁の大亂が勃發すると、幕府は山城、近江、伊勢等の寺社本所領の半濟を今出川の義視の料所に宛てんとし、その内には信樂莊も免れなかつたのであるが、近衛家は當時の權門日野勝光によつて、また／＼辛くも安堵の沙汰をうけ、それらに關して近衛政治家は應仁二年八月に宇治の避難所から信樂へ下向し、莊内小川の光大寺に入つて、代官多羅尾父子と種々相談するところがあつた。^⑤

それでもなほ他よりの押妨違亂は連りに繰返されてゐたと見えて、近衛家文書文明三年三月十七日の信樂請文案文によれば、^⑥伊賀國人服部遠江父子の押領締妨を退けるために、蓮池定光なる者が年貢百五十貫文その他をもつて、御代官職を請切とし、多羅尾玄顯に申付けて取立てさせることを約してゐる。これには畠山政長の證判が

あるから、近衛家は一莊の安泰を計るために極めて小額の所得に甘んじて、武家に附託したものと思はれる。

かやうな、莊園管理に部外から武家の勢力の介入は、當然多羅尾氏の身分の低下を伴つたものと思ふが、そのために莊内に於ける同氏の實力には直ちに變るところがなかつたと見えて、文明十一年には、莊内朝宮の關所を代官多羅尾四郎兵衛が請申してをり、又毎年の佳例たる正月に燈一荷、鳥一番、串柿一連、八朔に茶袋五十、歳暮に炭五荷の進獻の事が絶えることなく行はれてゐた。

この頃多羅尾氏自身年貢の未進を續けて、連りに催促を加へられてをり、一方に武家方と信樂莊との交渉はその後も續き、赤松、浦上等の綺妨もあつたが、長享三年四月には仁木左京大夫方より信樂代官の事元の如く御下知あるべき由申來り、政家はそれに對して令旨を下してゐる。明應元年になると打續く戦亂によつて、江州の寺社本所領は兵糧の料所として奉公衆の支配に移される様な形勢があつたり、同じく九年には守護佐々木高頼の違亂があり、結局は以前の如くにて落居したが、そのため

多羅尾氏に就いて(平山)

に佐々木方の伊庭出羽守に十年間、初め三年は三千疋宛、七年間は二千疋宛の契約を以つて、信樂一莊の管理を委ねることとなり、その旨を政家は多羅尾四郎兵衛に通達してゐる。この時多羅尾孫右衛門の違亂があつたが、畢竟は守護方の下知に服さざるを得なかつた様である。當時近衛家の信樂領有は有名無實に歸してゐたもの、如く、多羅尾氏に就いても、政家の子尙通の日記後法成寺殿記に四郎兵衛、三河守などが毎年の佳例を進める記事の、大永の頃まで散見する以外には知ることが出来ないが、多分は本所と守護との下にあつて、土家としての地位を保ち續けてゐたものであらうと思はれる。滋賀縣史所引の由中文書のうちにある江州甲賀二十一家の由緒書、及び甲賀郡誌所載の芥川氏正徳二年自記の甲賀古土之事などには、所謂甲賀五十三人之士のうちに多羅尾四郎兵衛或いは兵内の名を數へてをり、江州佐々木南北諸士帳と稱するものには、朝宮城主多羅尾和泉守、同じく平内、小川城主多羅尾入道道可などを載せ、何れも佐々木隨兵と註してゐる。又同郡誌には四郎左衛門入道道賀

は守護六角氏の信樂物頭のよしと記してゐるが、何れも詳かではない。

四

入道道賀は四郎兵衛尉光俊のことであつて、家譜には元祖以來本知信樂莊高四千六百石者不退に領知仕り、其の砌戰國につき、武勇を以つて大和、山城、伊賀國のうち數郡領知仕り、伊智亂の砌戰功有之、織田信長公より二萬石の加恩を請け、本知の外江州田上莊三千百餘石、同國金ヶ森三千石、城州和束莊三千石、和州井戸跡三千石餘、河州中黒山三千石餘、伊州阿拜郡、名張郡二郡にて六萬石、都合八萬石餘を一族にて領知仕り、多羅尾村、小川村、和束別所村、田上里の四ヶ所に城郭を構へて居住罷在りと傳へてゐる。この記述の内容並びに様式にはかなり不穩當な部分があるが、四郎兵衛光俊が當時甲賀郡に勇名を馳せてゐたことは察するに餘りあると思ふ。さうして彼が苗字の地を出で、小川村に住してゐたことは、先に引いた江州佐々木南北諸士帳にも見えてを

り、又天正十二年の多羅尾村のけいめい田本帳と稱する記録^⑮にも、をとなの内より公方九升六合、のとの新左衛門殿分今日小川御上様へ出ると記してもある。小川村は今の小原村のうちにあり、信樂莊の略、中央に位し、早くから一郷として別途の取立てをうけてゐたところである。^⑯

天正十年六月、織田信長の本能寺に害に遭ふ時、泉州堺にあつた徳川家康は急遽本國三河に歸るために、難を避けて信樂に入り、多羅尾光俊その子光太、光雅兄弟、及び甲賀の住人等の庇護の下に伊勢白子濱に出ることが出来たが、これは家康一生の難事と稱せられ、甲賀の土の後に取立に預らうとする者は、皆當時の功を主張するのが一般であつた。多羅尾氏後年の知遇も亦こゝに基くところが多かつたのであらう。天正十二年三月二十三日附にて家康は四郎兵衛に本領安堵、加へて山城、近江のうちにて采地を與へ、又その三男作兵衛光雅には、同年八月二十四日に山城國醍醐、山科谷惣郷、及び西岡三十餘郷を別途に與へる旨の判物を下したと云はれてゐる。

その後豊臣秀吉に屬し、關白秀次の事ある時、光俊の一家は悉く改易され信樂に蟄居すと記してゐるが、その理由は審かではない。恐らく光太の女に秀次に仕へる者があり、共に死んでゐると云ふから、これに連坐したものと想像される。

兎も角もかくして一旦この家は没落するのであるが、秀吉の死後、光太兄弟共に家康に屬して舊知信樂郷のうちに各々知行を賜ふこととなつた。これに關して兩家の所傳は一致しないが、要するに光太は多羅尾村を含めて一千五百石、光雅は二千三百石を有したのであるが、この家は後に事あつて召上げられ、改めて信樂の神山村その他に新知五百石を得ることとなつた。

五

兄の久右衛門光太は慶長元年召出されて、月俸二百口を賜ひ、上杉攻に加り、七月下野小山にて信樂の本領安堵の判物を得たと云ひ、又關ヶ原戰後伏見城に召され、在所へ罷り歸つて、大和、山城、伊智近邊の一揆の狼藉

多羅尾氏に就いて(平山)

を取鎮め申すべしと命ぜられ、且つ末々御用に相立申すべき者ながら、小身にては働甲斐なかるべしとて、當分信樂近邊の御料所御預け、知行同前に支配すべしとの上意を受けたとも稱してゐる(家譜)。このことが後になつて多羅尾氏が御代官に擧げられる端緒となつたものであらう。光太は將軍家光に至るまで三代に代へ、近江國十七萬石餘その他の天領を分割支配したが、家譜によれば、御代々御料地支配任り、交代寄合並にて相勤むとあつて、その子光好の時に、寛永十五年播州に増地して始めて代官職に就いたと傳へてゐる。爾來近江代官として信樂の外に伊勢四日市に出張陣屋を構へて、山城、近江、伊勢、河内に互る廣大な支配地を世襲して管理する様になつたのである。

六

以上に述べ來つた由緒によつて、多羅尾氏の辿つた過程は極めて類例の多い、一般的な形態にあると云ふことが出來よう。たゞ併しながらこの家が、時勢の變移と共に

に社會的な身分に於いては、名主、代官、土豪、領主、知行主等の様々に變様し、勢力の消長から支配地の廣狭の差もあり、領有の形態も異り行つたが、江戸幕府の代官に補せられて後も、なほ僻遠の地信樂郷に屋敷を構へて在陣の形をとり、苗字の地を離れることなく一貫して多羅尾村を本據としてゐたことから、他の或いは知行地を離れて城下に居住し、或いは本貫とは關係もない土地に封ぜられた多くの武士階級とは異なる性格を、この家が保有してゐたものではなからうかと考へるものである。その一根據として宮座の問題を擧げることが出來よう。

宮座自體に關しては多く語ることは今の場合必要ではあるまい。近江の宮座に就いては先年肥後和男氏の傑れた勞作があつて、あますところなく説き明されてをり、又私も多羅尾村のそれに就いて京大民俗學研究會の例會に報告するところがあつた。宮座は産土の神を祭る精神に於いて平等なる人々、氏子たちによつて組織された一種の神事組合であると云へる。さうして多羅尾氏も多羅尾村の鎮守神なる里宮、高宮兩社の神々を祭ることに於

いては村の農民、彼の支配する人々と同様であつたのである。村の宮座に關する若干の記録にはこれに就いて語るところがある。尤も領主であることから待遇の上には稍々破格な點がないでもない。例へばけいめいのいとなみの覺日記によると、この家は慶長十六年より元和三年に至るまで七年間は、この頭屋の役を連續して勤めてをり、又寛延元年九月に左右兩座の長たちによつて、舊來の神事に關する慣習を記録された多羅尾村座オモヤ配之覺には次の様に書留められてある。

- 一 殿様御儀御家督ニ而 御座を被爲遊御出候得者、直被爲成御年預、翌年御祭當被爲遊御勤候(下略)
- 一 祭請取渡之儀者、縦者當年祭當相濟候得ハ、當日直ニ翌年之當渡仕候、 殿様御當被爲遊御勤候節者、御名代に神酒鈴壹對、神前々直ニ差上申候筈御座候、
- (下略)
- 一 御幣振次第者、 殿様御當之節者、御幣御名代ニ而
- 一番ニ振始(下略)

一 請勝之儀、 殿様御勝者別格ニ一汁五菜ニ仕、兩座

は膳出不申以前ニ奉差上候、御膳器物者御上り出申候、御上差上候外者、兩座に膳出申候後ならでは送り膳不仕候。^④

併しながらこれらの規定からその宮座に於ける位置を、他の領主たる武士たちが、領内の祭禮を見物に出で、或いは奉幣するのと同様に見做すことは許されぬものがあると思はざるを得ない。

要するに多羅尾氏が村の宮座に座席を有し、祭祀に參加してゐたと云ふ事實は、領主の身分によつて介入したと云ふよりは、寧ろこの家が古くからの村の住人であつたことから、その傳統に基いて身分上の變化の生じた後までも、その權利と義務とを替ることなく遂行してゐたものと見るべきであらう。さうして又このことから、歴史的な時代の推移に伴ふ社會制度、身分の變化が、村落居住者の生活内容に及ぼす力に或種の限度があつたと認められると思ふものである。

附記 右は去る五月の國史學會に於いて試みた報告に若干の補正を加へたものである。信樂莊及び多羅尾氏に就いてはなほ

多羅尾氏に就いて(平山)

考究する餘地の多いことは言ふまでもない。

註

① 多羅尾氏の系譜には、多羅尾村の多羅尾小太郎氏所持本(以下系譜と記す)と、寛政重修諸家譜に載せるもの(以下系譜と記す)とがある。所傳は大同小異であるが、前者は稍、精しい。

② 信樂の小原村小川の日光寺境内に、近衛殿塚と稱する墓石が三基ある。甲賀郡誌に、墓石中央の一墓、高六尺、石二尺五寸、左右の二墓は高四尺五寸、石二尺、共に卵塔形にして石質花崗岩なり。刻字湮滅して讀み難し。毎年近衛家より保護料を附し、同寺をして之を管理せしむと記し、慶長頃の遺説かと云つてある。傳へによれば、近衛家墓、同經平及び多羅尾師俊の墓と云ふことである。

③ 京都帝國大學國史研究室藏、近衛家文書別集第一(影寫本)以下に引く近衛家關係の文書、記録は、後法興院記を除いて皆同様である。

④ 後法興院記 文正元年

二月卅日 多羅尾參河入道來

五月卅日 是日早且殿令向武家給、江州信樂郷直務内書事

自去比以一位大納言被申武家了、彼内書一昨日到來、爲其禮令參給也

八月卅日 多羅尾四郎尉先此間上洛、今日參殿中、抑近江國

信樂郷直務事、去五月廿八日武家之内書在之、此内書可被預下之由、多羅尾玄顯河入道顯雖望申御難進之處、此間連々日野大納言口入申入間、今日被預下多羅尾、日野大納言就執申爲後證可進彼卿狀之由被仰之處、今日書進、又同寫進武家之内書、多羅尾父子又堅進請文寫進之由了以被仰之日野大納言御進之由了内書御用之時者雖爲何時可進上之趣也、信樂郷代官職事伊賀國人成妨云々、爲退彼競望申可被預下武家内書之由也

⑤ 後法興院記 應仁二年

五月廿日 三ヶ國 伊勢近江之内寺社本所領半濟、悉可被定

今出川殿之料所之由、(中略)家門領事相談内府可申拔歟、但過分一獻等可有御祕計之由申之、此子細等有御談合

廿一日 近江當國之内家門領、就日野内府被歎申武家

六月二日 當國近江家門領半濟事可有免除分也、日野内府

依申沙汰也、此子細見去月廿日之記

七月廿六日 參殿御方、就信樂郷事有御談合子細

八月三日 自武家奉書到來候

十九日 是日令下向信樂郷、未明出立(中略)午刻許至宇治

田原、於觀音堂有晝息、或者又於山路勘一盞、酉刻下着

信樂郷小河大興寺也

廿一日 多羅尾參河入道玄顯來、令持參馬鬣毛太刀寫作余令

對面遣太刀了、又小河郷沙汰人百姓等進糧

廿二日 江田、神山、長野郷等沙汰人百姓等進糧

⑥

廿三日 朝宮、柞原以下之三郷沙汰人百姓等進糧
九月十一日 就當郷代官職事、遣使於多羅尾館
十二日 今日又遣使於多羅尾許
十六日 當郷事仰付多羅尾有子細等
十七日 晚景參河入道玄顯來
廿二日 當郷事多羅尾玄顯有申子細
廿九日 當郷事以行治仰遣多羅尾許、晚景申御返事
十月八日 就當郷事多羅尾式部入道、同四郎來
十三日 就當郷事多羅尾四郎有申子細

近衛家文書第八
信樂請文文明參年三月十七日案文

請申 近衛殿御領近江國甲賀郡信樂郷御代官職事

政 長判

右彼在所之事、伊賀國人等殊服部遠江父子押領間、彼等爲退繕妨預申所實也、仍彼在所御年貢之事、每年四季二月參拾月參拾五貫文八月四拾貫文十一月四拾貫文各十日以前如此間、儘可直進之由、多羅尾三河入道玄顯仁申付、證狀執進候、天下一同旱水風損又如何樣雖地下錯亂之儀候、於此請口者無未進懈怠、百五拾貫文爲請切、京着可執進上申候、若雖爲聊背御約束候者、可被召放御代官職候、其時更不可申一言子細候、或就地下荒不作雖致違亂、爲請切上者、任請文之旨可致其沙汰候、仍請文之狀如件
一御炭事每年百荷可執進上申候

一御材木隨御用可被召候

一兵士入夫隨御用可召進候

文明參卯年三月十七日

⑦ 後法興院雜事要錄卷一 文明十一年

朝宮關代官多羅尾門郎兵衛日六月請申、六月以來三百疋沙汰、乃王九月マテ沙汰也

⑧ 後法興院記、同雜事要錄、同雜々記等、年により進物の品目、數量に差がある。

⑨ 後法興院雜々記

文明八年五月廿二日 源榮並能圓下向信樂、爲去年未進催

促也

同 霜月二日 慶順並實圓向信樂、(中略)當郷之年貢爲催

促也、事之外廻々

同 十六日 自小河始沙汰

同 九年十二月三日 信樂年貢依遅々、下實圓令催促

同 十一年二月十六日 慶順實圓去年之信樂御年貢未進爲

催促罷下也

同 小河郷 三月十九日 千三百疋(重略)四郎兵衛申諭事

不領狀

⑩ 後法興院記

應仁元年十一月廿七日 殿被遣御書日野内府許、家領江州

信樂郷代官職事、自赤松方依有令違亂子細、被歎申武家

所也

同 二年正月四日 江州信樂郷奉書、落冬十二月廿三日奉

行書出云々(中略)未到來也(下略)

同 正月十一日 江州信樂郷直務不可有相違由、武家之奉

書到來、内口令申沙汰了

同 廿九日 江州信樂郷直務事、不可有相違之由被成院宣

(下略)

文明十一年九月十三日 信樂郷代官職事、自赤松方違亂之

由、一昨日有注進、今日申出奉書、下遣之

長享元年十月廿九日 自江州有注進(中略)家門領江州信樂

郷事、自當月初浦上違亂、院宣武家内書并度々奉書等寫

遺案文於結城七郎許了、種々申遣浦上處未承引云々

同 十一月廿七日 自江州有注進、浦上勢退散信樂云々、

但猶有申子細云々、一向多羅尾所行也

同 閏十一月五日 長泰注進信樂郷事、浦上退綺云々、自

愛無極者也

⑪ 右同書 長享三年

四月五日 就信樂郷代官職、仁木左京大夫有申途旨

同 廿日 仁木左京大夫來、令對面、信樂庄代官職事、如

元可有御下知之由申聞、今日遣令旨

⑫ 右同書 明應元年

九月十二日 傳聞、江州寺社本所領被成料所可被支配奉公

衆云々、珍事也

同 十三日 自前右府許有書狀、江州諸本所領事可爲兵糧

料所之由、有風聞間令迷惑候、諸家以列參可被歎申歟之

多羅尾氏に就いて(平山)

第二十四卷 第四號 一六九

由、被尋意見聞、心中趣令返管、又以使者令談合之

- 同 十七日 (前略) 家門領免除事申沙汰謝祝着之由(下略)
- 右同

明應九年十月八日 從信樂有注進事、當郷自守護避亂云々

同 廿日 五六日以前多羅尾四郎兵衛并仁木左京大夫有注進事、信樂庄事自守護方令押妨云々

同 十二月六日 就信樂庄事爲守護方了簡(下略)

文龜元年五月十九日 自飛鳥井宰相許申送云、信樂庄事只今從伊庭六郎許有注進、以前承候筋目ニテ落居云々、令祝着也、十ヶ年間伊庭出羽守ニ有契約事、三ヶ年三千疋宛、七箇年二千疋宛、以上十ヶ年也(下略)

同 廿九日 信樂庄事守護成返下知等、去廿五日京着守護大膳大夫高頼書狀一通、伊庭出羽守書狀一通到來、昨日信樂多羅尾館江下遣也

- 同 七月七日 今度信樂庄事多羅尾孫右衛門違亂事、佐々木大膳大夫、伊庭父子無爲之下知到來問、祝着之趣去四日高頼許江差愚狀并太刀、同伊庭出羽守許江遣太刀(下略)
- 右同

文明十一年八月十九日 午刻勸修寺大納言來、令對面、來年三月可被行除目、余可勤執筆之由内々被仰出云々、當時家門領悉有名無實之間、拜賀之儀難事行間(下略)

同 十二年四月八日 自勸修寺亞相許申送云、禁中番衆事無人之間、如先々一人可沙汰進之由被仰出云々、家門領

濃州江州一圓無足之間難召進歟(下略)

後法成寺殿記 永正三年 六月十八日 本満寺江明日御佛事料五百疋遣之、當時半濟所之儀無正體之間、如形儀口借者也、(前年六月十九日後

法興院政家墓去)

- ⑮ 宮向神事座配宮田并山之境目古來之疊帳之寫、寛延元年辰九月と題する古帳に收められた天正十二年甲申十二月十三日

氣いめい田本帳 左座おとな中 なる記録の上書之裏に記してある。尤もけいめいのいとなみが如何なる宮座の行事であつたか、早く減びて傳はらない。これに就いて、寛延三年改 庚午正月 多羅尾村兩座式法山境目山手米長掬其外古來定法年中行事にも、往古けいめいのいとなみと申儀御座候由申傳候得共、只今者仕失ひ一向致方覺候もの無御座候 と記してある。

- ⑯ 後法興院記應仁二年九月十日の條に、當時信樂莊に下向淹留してゐた近衛政家は、小河の城に於いて月見の宴を催してゐる。當時この城は多羅尾氏の館とは別であつたらしい。又同雜事要錄文明十年より信樂郷の年貢に小河村分が特記してあり、同雜々記には同年に信樂庄と小河郷とを並記してゐる。なほこの頃より小川四郎左衛門なる者、多羅尾四郎兵衛と並んで、恒例の進獻を奉ることが上記諸書に散見する。

⑰ 徳川實紀 東照宮御實紀卷三 これを伊賀越とて、御生涯

御艱難の第一とす。

同附録卷四 江州信樂に至らせ給へば、土人木戸を閉て往來を止めたり、此地の代官多羅尾四郎光俊は(中略)すみやかに木戸をひらかせ、御駕を己が家にむかへ入奉り、種々もてなし奉る。

なほ家譜、系譜、天和四年多羅尾久八郎先祖書等の諸書にも見えてある。

- ⑬ 系譜 光俊 天正十二年三月二十三日、山城近江兩國のうちをいて采地をたまふべきむね御判物を下さる。

光雅 (天正)十二年八月二十四日、山城國醍醐山科谷惣郷をよび西岡等の地をたまふべきむね御判物を下さる。

右の根據となるべき文書は、譜牒餘録後篇卷十三に載せてある。

- ⑭ 家譜 光俊 太閤秀吉公天下一統之後者、秀吉公ニ屬し罷在候處、慶長元年關白秀次公生害之事ニ坐せられ、光俊一族被改易浪人仕、信樂ニ蟄居罷在候。

- ⑮ 系譜 光太 光好 女子 關白秀次に仕へ、秀次の事あるとき京師に在りて被寄せらるる

- ⑯ 家譜 光太 慶長五年七月、光太江頂城仕候御判物ニ知行高無御座候得共、前々近衛家ヲ讓請候本知四

千六百石被下置知行仕候處、光太父光俊隠居料其外分知之儀ニ付弟久八郎下及爭論、右之趣神君様遠御上聞、御憐愍を以兄弟和睦爲仕候様大久保石見守江御内意被御渡、雖有仕合奉存兄弟和睦仕候、其節四千六百石之内、光

太江千五百石、光俊隠居料八百石、久八郎江千五百石配分被仰付、相殘ル八百石者光太本知之御判物所持仕候上者、追而知行ニ可被下置候得共、一旦及爭論候事付思召ニ被爲在候間、暫光太江御預ニ被成下、外御預地一同支配可仕旨被仰渡、其後右八百石之儀知行可奉願處、石見守死去彼是願之期ニ後れ、神君様御他界、旁以其儘ニ而光太粹光好代迄外御預地一同支配仕居候處、其後小野半之助御代官所相成候事(下略、光俊隠居料は久八郎の家に入る)

- 系譜 光太 慶長元年めされて東照宮に仕へたてまつり、月俸二百口を賜ひ、のち弟久八郎光雅が采地を割いて、近江國甲賀郡のうち千五百石の地をたまふ、このときさきにたまひし月俸はおさめらる。

- 光雅 (天正)十九年四月二十三日、近江國甲賀郡信樂のうちにて三千八百石の采地をたまひ、御

朱印をそへらる。後采地のうち千五百石を兄

左京進光太にわかつ。

肥後和男氏 近江に於ける宮座の研究一〇一—一七頁。

前掲 古來之覺帳之寫所收

慶長十五戌年三月

此とし かうしや 與四郎

はん上や 衛門太郎

慶長十六年亥年三月

殿様へめし上られ

子丑寅卯辰巳

此七年ノ間

元和四年午とし三月

ふな 與助

新 與七郎

前掲 古來定法年中行事、並びに文化十二年、古來定法村

中年行事等には、三月、九月、九日三度の祭の膳について、

殿様と奉差上候御膳ニ者何ニ而も餘仕差上申候など、註し

てゐる。